

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 3 年 9 月 21 日（火）
午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 6 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

（１）各チームの現況報告について

ICT チーム長 片岡議員：ラインワークスの導入について皆さんの意見を後ほど聴きたい。

市民参加チーム長 大野議員：サポーターの制度を見直している。議員が二手に分かれたため、全てのサポーターさんが分からないということもあり、意見交換会は 1 回で行いたい。議会以外の意見も出てくるため、頂いた意見の中で議会で深堀りしたいものを、サポーターの皆さんと我々で意見を深堀りしようとなった。正副議長のもとで整理していただく形になると思うが、司会は皆さんに振らないといけない。ふれあいトークについても打ち合わせをした。10 月下旬か 11 月上旬に開かないといけないが、財務委員会等で意見を出し合って、政策提言につなげていくような話題をパブリックコメントのような形で議会に意見を頂く方向性となった。

（２）その他

特になし

9 協議事項

（１）ふれあいトークの開催について

【議会報告会】

鬼頭会長：財務常任委員会協議会を活用し実施していきたい。

黒川議員（財務常任委員会委員長）：資料（政策提言スケジュール（案））に基づき説明

梅村議員：第 1 回協議会の日時を午後からに出来ないか。

黒川議員：午後で都合の悪い方はいないか。いないようなので、第 1 回協議会を 10 月 15 日（金）午後 1 時 30 分からの開催とする。

資料に沿って説明したとおり、令和 3 年度も、9 月の決算定例会を受けた形で新年度予算のほうにできるだけつなげていく、反映させていくといった

考え方のもとで、政策提言を出して頂きたいと思っている。

（事務局：その日の午後は会議室が空いていない。）

梅村議員：午前となるなら、それに合わせる。

鬼頭会長：再度訂正で、第1回協議会は当初の予定通り10月15日（金）の午前10時より開催する。

鬼頭会長：資料に基づき説明

木村議員：財務常任委員会協議会で意見集約したことに関する意見という限定した意見聴取であるが、なかなか意見をもらう機会は少なく、限定せずに幅広く募集してはどうか。

大野議員：市民から政策提言をしていただくということか。

木村議員：財務常任委員会協議会で出されたことをホームページに掲載することだが、タイミング的には議会だよりの配布時期でもあり、市政に対して意見のある人もいるのではないかと考えた。議会の問題意識だけで意見をもらうのは少し狭い気がする。その他市政について意見があったら記入する場所を用意していただければと思う。

鬼頭会長：その方向でよろしいか。事務局、そのような形でできるか。

議会事務局長：今の段階でイメージが湧かないため、検討する。

鬼頭会長：2月は掲載したものについての意見募集であった。選択肢が増える点で形が少し変わる。可能ならそういった形でお願いします。

【意見交換会】

鬼頭会長：市民活動団体から、昨年度と同様、オンラインにより11月19日（金）午後7時から実施したいと申し込みがあった。自宅からやるのか、議員が集まってやるのか、まだ決まっていないが、最初に全体で集まり、その後テーマごとに3つくらいに分かれて意見交換し、もう1回全員で集まってまとめるといった形になるかと思う。内容については事務局で案を練っているので、来月にはお示しできると思う。

大野議員：この日の詳細は、19日の議会基本条例推進協議会で報告するか、それより前に報告するか。

鬼頭会長：10月の議会基本条例推進協議会で報告する。来月には骨子は作っていききたい。それまでには内容を決めていききたい。

【議会サポーター意見交換会】

鬼頭会長：サポーターさんに9月議会を見ていただいて、疑問点などあるかと思われるので、10月の後半もしくは11月初旬の土日で考えている。お互いに顔が分からないこともあるので、1回の実施としたい。衆院選の関係もあり、11月は避けた方がよいか。これまでは大体土曜日の午前中に開催してきた。10月23日（土）か24日（日）は。

片岡議員：議員は全員参加か。

鬼頭会長：できたら全員で。サポーターの皆さんも半分の議員しか見ていないので。

(23日の夜はどうか、の声)

鬼頭会長：高齢者が多いので、午前か昼間がいいかと考えるが。10月30日31日はどうか。

(都合が悪いという意見あり)

(16日17日という意見あり)

鬼頭会長：今日決めてお知らせするので、1カ月程度時間があつた方がいいかと思うが、その前の週でも可能ではある。

(都合が悪いという意見あり)

(10月11月を避けた方がいいという意見あり)

鬼頭会長：9月議会が終わった後なので、あまり延ばしたくはない。

全員が参加できる日が無いので、参加人数の多い日に決める。

10月23日(土)10時30分とする。

(2) オンライン視察の受入れについて

鬼頭会長：前回も報告したが、甲州市からオンライン視察受入れの要望があり、10月22日(金)午前10時からに決まった。全員ではなく、正副議長と説明員、今のところ宮川議員を予定しているが、スタッフとして片岡議員、3、4人で行いたいと考えている。財務委員会に一括となった経緯を聞きたいとのことである。参加できる方は参加していただいてもよい。時間は1時間程度の予定。7階委員会室で行う予定。甲州市は全員参加と思う。iPadは執行機関から貸し出ししていただける。それに先立ち、10月20日の夕刻に関係者だけで甲州市と事前のテストを行う。

(3) Zoom 有償版の導入について

鬼頭会長：(資料に基づいて説明)

プランはプロ版を考えている。年間利用料は20,100円である。使える時間は30時間となり、録画機能がある。他は無料版とあまり変わらないが、多少機能が付いており、文字起こしも付いている。来年度の予算要求に上げていきたい。

木村議員：要綱を制定するなど管理運用はしっかりしなくてはならない。

関戸議員：使用頻度などのプランがあつた方がよい。プロ版とビジネス版があるが、ビジネス版にしかない機能で必要なものがあるならば、5,000円程度の差なので、ビジネス版導入の検討もした方がいいのではないかと。

能について研究したい。

梅村議員：有償版を導入した場合、どのハードを用いるのか、今の時点で見込みがあるかどうか。

鬼頭会長：ハードに関しては執行機関から貸与の形をとるのか、議会にあるパソコンを使うならカメラを付けるか、そこはまだ決まっていない。

片岡議員：ふれあいトークであれば各個人の、過去にやったのと同じ形でいいと思うが、今回の視察受入れやこちらから視察に行くなど、議会としての場合は、会派室のパソコンを使うか、当局のPCやタブレットを借りる形になると思う。今後も続けるならば、議会としてウェブカメラを数台購入することも検討する余地がある。

宮川議員：管理権限をどこにパソコンに置くのか。権限のパスワードを1年間もらうだけなのか、管理権限を持ったパソコンを定めなければならないのか。

片岡議員：パソコンを固定するのではなく、ライセンスをもらうだけだと思う。

大野議員：管理者の貸し借りができたとしても、公費で購入するものなので、議会事務局のパソコンに管理者を置くことになると思う。

鬼頭会長：詳しいことは私とICTチームとで協議して詰めていく。

大野議員：最先端の取手市議会ですえ要綱は作成していない。進行の流れなど、ルール決め程度である。

鬼頭会長：委員会等でオンラインが使えるといった形か。

大野議員：取手市議会は委員会条例を修正して、委員会はZoomで行っている。

片岡議員：来年度予算に上げるなら、いつまでに判断しなければならないか。

鬼頭会長：大体12月には確定するので、なるべく早い方がよい。事務局、どうか。

鬼頭会長：10月25日とのこと。次回議会基本条例推進協議会は10月20日の予定であるから、それまでに詰めていきたい。

関戸議員：大野議員が言ったように、委員会等を入れないと使用頻度が極端に減られるので、少なくとも協議会は利用できる形にしないと、年に数回の利用での購入は難しいのでは。

鬼頭会長：委員会で使えるかは難しいかもしれないが、協議会やチームの打ち合わせ等には十分使えると思うので、そういったものに活用できればと考える。使用頻度については検討をする。

（４）市に対する請願の処理経過及び結果請求について

鬼頭会長：（資料に基づき説明）

市への請願について、一部採択や趣旨採択の取扱いはどうするか。事務局としては、採択されたもののみのほうがよいのではないかと提案があった。

大野議員：今回これを述べたのは、原稿を渡されたからである。以前趣旨採択で問題が起こったためと思った。6月議会まではそんなことは一切なかったが、今回初めて渡されたため読んだまでである。前にも趣旨採択の扱いというのがかなりあいまいで、市への請願にはあまり趣旨採択しないという方向性は決まっていたが、あいまいなまま今回趣旨採択となった。趣旨採択は請願者に返すことになるが、その後どうなるのかということ、以前も回答がなく、課題が残ったままであった。今回事務局から初めて渡されたので読んでしまったが、どのように扱うのか、決めた方がよい。

宮川議員：これは文書で出すのが前提でよろしいか。一部採択に関しては、この部分を採択、この部分は不採択とわかりやすいが、趣旨採択は、執行機関が審議の中で聞いているので一定の理解はしているであろうが、正式ルートで出す場合、どういう趣旨なのかを明確にしないといけない。経過の追いようもない。趣旨採択も一部採択も委員会において全員賛成が前提である。その重みを理解してもらえよう文書で出す、相手にも我々にも理解できるような経過説明をいただけるよう考慮して出すようにルール化することが必要。

木村議員：趣旨採択も一部採択も、市長に送付することは議会の意思としてすべきである。処理の経過と結果の報告を、当局側の返答に関係なく、議会として請求すればよい。

鬼頭会長：他に意見はないか。趣旨採択にしても一部採択にしても一括にして送るという形にしてよいか。

木村議員：ただ、趣旨採択の場合は、先程宮川議員が言ったように、どういう部分で議会は趣旨採択したのかを少し申し添えないといけない。担当の常任委員会の委員長が申し添えて、市長に送付するのがいいのではないか。

大野議員：委員長がそれを採決できない。委員会中には合意が取れない。請願者の願意に寄り添うのが趣旨採択なので、どこを強調するのかは出来ないと思う。

榊谷議員：大野議員の言うとおりで、請願趣旨と項目は文書に書いてあるので、あえてどういうところでというのは不要ではないか。文書そのまま趣旨採択として送付すればよいと思う。

鬼頭会長：委員長の意見は申し添えなくてもよいということか。

宮川議員：私が言いたかったのは、執行機関でこの場において聞いている人は

その空気感が読めると思うが、採択、不採択と明確なものではなく趣旨を採択したと出された請願書をもって、第3者が見た時に、何を言いたいか、議会としては何を決めたのかを分かるような文章で出すべきではないか。書類として永年残るものであるから、時代を遡っても一定の理解ができる程度のものが必要かと考える。委員長の意見をという個人的なものではなく、委員会の意思がわかるように、丁寧な取扱いが必要ではないか。

梶谷議員：それはとても難しい。委員会の中でも温度差があるので、請願者の請願趣旨と請願項目だけでいいのでは。委員会全体の総意として委員長に求めるのは非常に難しいと思う。

宮川議員：委員会の中で採決し全員賛成しているということは、どこかで最大公約数があるはずで、その表現のあり方はナイーブだとは思いますが、記録として見て分かるもののほうがいいのではないか。

梅村議員：今考えなければならないのは、会議規則上の条文からすると、一部採択も趣旨採択も請求することはできるという解釈だと思う。ただ、その中で一部採択、趣旨採択も請求しているかどうかというところだと思うが、議会側が請求した後にどれだけきちんとフォローするかというところを考えなければいけない。採択されたものは当局も報告しやすいであろうし、こちらもフォローしていくが、趣旨採択の場合は、必ずしも早い時期にやってもらいたいという意思ではないため、当局の報告の仕方は難しい。議会としてもどこまで追いかけるかとする、ある程度期限を付けて、その間は報告してほしい、議会も追いかけるような感じにしたらどうか。それとも、一部採択は請求して、趣旨採択はしない。それが一番分かりやすいかもしれない。

大野議員：採択した場合、半年後位に協議会を開いて、当局と意見交換をする形か。1年後にまた請願が出てきた時に結果が分かっているといけなないので、それまでに状況を確認する機会を設けたらいいのでは。採択も、一部採択も、趣旨採択も含めて。

鬼頭会長：全部上げていくというのが議会の総意としてよろしいか。

梅村議員：趣旨採択はイメージしにくい。一度やりながら報告を受けて、あまりかみ合わないならばまた変える。今の時点では全部報告を請求する形にしておいて、というのがやり方の一つか。

鬼頭会長：採択、趣旨採択、一部採択、全て当局に送付して、どういう状況か担当委員会で報告を受けるということをやっていく。それでよろしいか。議運で最終決定するようにお願いします。

(5) 会派室等に設置されたパソコンの使用に係る申し合わせ事項について

鬼頭会長：資料に基づき説明

宮川議員：届出すれば、マウスを無線タイプに変更して良いか。

鬼頭会長：事務局と相談すれば大丈夫と思う。

（６）ラインワークスの導入について

片岡議員（ICT チーム長）：資料に基づき説明

鬼頭会長：まずは無償版を入れる。

梅村議員：無償版はセキュリティの面で不安だという議論があったが、無償版で本当にいいのか。当局で使用しているのはどちらか。

議会事務局長：無償版である。

鬼頭会長：他に意見はないか。

片岡議員：承認いただいたので、レターケースへ説明資料を入れる。

（７）市議会サポーターの声について

鬼頭会長：資料に基づき説明

大野議員：２点目はどの場所を指しているのかわからない。

鬼頭会長：とりあえず、担当委員会は総務でよろしいか。

梅村議員：まずは議運で回答を作成し、掘り下げる必要があれば担当常任委員会に割り振るのではなかったか。

鬼頭会長：議運で取り扱う。

（８）その他

（新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応マニュアルについて）

鬼頭会長：資料に基づき説明

梅村議員：熱があるときは自宅待機とあるが、ワクチン接種時もここに含めるか。

井上議員（新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会委員長）：その点は特別委員会でも議論したが、感染が疑われる症状とあるので。

梅村議員：資料左下の注意を見ると、感染が疑われる症状は 37.5 度以上とある。他の症状が重なったときということなのか。純粹に熱が出たとき大丈夫か。

大野議員：現状では 37.5 度以上発熱したら自宅待機でいいと思う。様子を見るという意味合いで良いのでは。

梅村議員：最終日に重なった場合など迷うと思う。これくらいの熱が出たら自宅待機というルールならば、それでよいが。家族がワクチンの副反応で発熱した場合も自宅待機でいいか。

木村議員：ブレイクスルー感染も起こっており、ワクチンのことを考慮せずにルールを作るべきと考える。

鬼頭会長：本人の発熱時は登庁できないが、家族の場合はまずPCR検査を受け、その結果次第でいいのでは。

井上議員：家族の発熱により議会を欠席するのはなかなか難しい。早めにSNSによる議会参加が可能になるよう考慮していただけるといいかと思う。

大野議員：本会議のオンラインは現時点で認められていない。委員会は認められているが。この対応マニュアルは委員会で揉んで決定したもので、報告である。

井上議員：このフローチャートは議員の対応マニュアルである。以前BCPチームから、感染症に対するフローチャートが出されたが、それは議会としての動きが入っており、今回は議員の対応マニュアルである。この取扱いについて、議会BCPに附則するのか、議員各自のものにするのか、意見をいただきたい。

宮川議員：議会BCPの付属資料で良いのでは。

黒川議員：通常この種の物は、要綱とか規則とかを文章化して、それを単純化したものをフローチャートとする。これ自体が最初に存在するものではない。ただ、元がないのであるから、BCPの付属資料とする分には問題ない。中身については検討が必要かもしれないが。外すとなると、とりあえず文章化する必要がある。

鬼頭会長：付属資料でよいか。各議員が身の周りに置いて確認ができるようにする。

水野議員：付属資料で良い。これを正式ルールとするとこれを破って議決に参加したらその有効性について問われないか。破った場合の取り決めが何もない。

10 その他

鬼頭会長：次回は10月20日午後1時30分から。